# 科学研究費助成事業(科学研究費補助金)研究成果報告書

平成 24 年 5 月 31 日現在

機関番号: 32639

研究種目:若手研究(B) 研究期間:2008 ~ 2011

課題番号:20730402

研究課題名(和文) ''男女平等の判断基準'' からみた男女平等に関する合意形成の促進・

妨害要因の分析

研究課題名(英文) Promotional and interceptive factor of consensus about gender

equality: From the viewpoint of the gender equality criteria

研究代表者

宇井 美代子(UI MIYOKO) 玉川大学・文学部・助教 研究者番号:80400654

#### 研究成果の概要(和文):

学生や女性就労者を対象とする調査を行った結果、もともと有している男女平等観のあり方によって、日常場面において、他者との間で差異が生じている男女の役割に関する意見の内容が異なっていた。また、意見に差異が見られた場合に相手と話し合うといった合意形成に向けての積極的な対処がとられるか否かは、差異が生じている意見の内容や差異が生じている場面(家庭・職場)によって異なることが明らかにされた。

#### 研究成果の概要 (英文):

The result of study of university students and working women revealed that the contents of disagreement on gender-role with others in daily life varied with one's gender egalitarianism. Whether the positive coping strategy for consensus-building was taken or not depended on the contents of disagreement and on the situation in which the disagreement occurred.

## 交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2008 年度	700, 000	210, 000	910, 000
2009 年度	700, 000	210, 000	910, 000
2010 年度	800, 000	240, 000	1, 040, 000
2011 年度	700, 000	210, 000	910, 000
年度			
総 計	2, 900, 000	870, 000	3, 770, 000

研究分野:社会科学

科研費の分科・細目:心理学・社会心理学

キーワード:男女平等観、男女平等の判断基準、ジェンダー、合意形成、男女共同参画

## 1. 研究開始当初の背景

現代日本では男女共同参画社会基本法が制定されるなどのように、男女平等社会の実現に向けての施策が進められている。一方、どのような社会のあり方が男女平等であるのかについては、さまざまな意見があり、対立している状況も見受けられる。しかし、意見の対立や差異を解消し、男女平等に関する合意の形成を促す要因について検討がなさ

れてこなかった。

以上の社会状況や研究状況を踏まえ、研究 代表者はこれまでに次の二点についての検 討を行ってきた。第一は、社会的公正理論の 公正概念を男女平等概念に援用することに よって、人々の持つ多様な男女平等観を把握 するための「男女平等の判断基準」という理 論的枠組みの提唱と実証的検討である。男女 平等の判断基準とは、男女の役割分担状況が

男女平等か否かを判断する際に用いる基準 を指す。男女平等の判断基準には、性別にか かわらず個人が有している能力が発揮でき ているか否かにより男女平等か否かが判断 される「個人の能力の原理」や、男女が等し い役割を担っているか否かで男女平等か否 かを判断する「均等配分の原理」や、男性特 有の能力や女性特有の能力が活かされた役 割分担がなされているか否かにより男女平 等か否かが判断される「男女の特性の原理」、 役割の分担の仕方を決める際に当事者の間 で話し合いが行われたか否かで男女平等か 否かが判断される「話し合いによる手続き的 公正」などの6種の判断基準が存在すること が明らかにされている。個人はこれらの基準 を複数有しており、職場か家庭かなどの男女 の役割分担がなされている場所によって、判 断に用いることが適切と捉えられている判 断基準の種類が異なることも明らかにされ ている。以上より、人々の男女平等観を捉え るためには、複数の判断基準が存在すること と、それぞれの判断基準が適用される場所の 2側面について検討することが必要である ことが示されている。しかし、個人が有して いる判断基準を把握するための尺度が、回答 者の深い内省力を必要とするなどの問題点 があり、尺度を改良する必要性が指摘されて

第二に、地方議会における男女共同参画条 例の制定をめぐっての議論の議事録を分析 した。具体的には、男女平等に関する意見の 対立状況を男女平等の判断基準の観点から 捉え、男女平等のあり方に関する合意形成が 促進される議論の展開のされ方、また合意形 成が妨げられる議論の展開のされ方につい て検討した。その結果、男女平等に関して、 それぞれの立場が異なる男女平等の判断基 準に基づいた主張をすることは、意見の対立 状況の収束を必ずしも妨げないことが示唆 された。むしろ異なる判断基準に基づいた男 女平等のあり方を主張していても、それぞれ の判断基準が異なる場所に適用されている 場合には、意見の対立が収束している傾向が 見られた。同一の場所に異なる判断基準が適 用されている場合や、同一の判断基準に基づ いた男女平等のあり方が主張されていても、 異なる場所に適用されている場合に、意見の 対立状況が収束しない傾向が見られた。しか し、これらの知見は、条例制定という政治場 面に関わる議論の分析により得られたもの であり、日常場面における一般の人々の男女 平等に関する意見の合意形成を促す要因や 妨げる要因を検討する必要性が指摘されて いた。

## 2. 研究の目的

これまでに指摘されていた問題点を踏ま

え、本研究は大きく次の四点を明らかにする ことを目的として行われた。

第一は、回答者の深い内省力を必要とする 男女平等の判断基準尺度の改訂版を作成し、 幅広い年齢層が回答しやすい男女平等の判 断基準尺度の改訂版を作成することである。

第二は、政治場面ではなく、日常場面における男女平等や男女の役割状況についての意見の対立状況や差異を把握することである。女性の方が男性よりも、女性役割に対して葛藤を生じさせやすいという先行研究の知見より、本研究では女性に焦点を当て、女性が夫や身近な他者との間に生じた意見の差異や対立状況を検討することとした。

第三は、男女平等や男女の役割に関して意 見の差異や対立が生じた際に行われる対処 方法について明らかにすることである。

第四は、第一から第三の検討を踏まえて、 男女平等や男女の役割に関する意見の差異 や対立状況を明らかにし、それらの差異や対 立状況が解消されたり、拡大されたりする要 因を検討することである。

### 3. 研究の方法

本研究では、次の(1)~(6)の研究を行った。第一の点を検討するために(1)を、第一から第三の点を検討するために(2)~(5)を、それぞれ実施した。第四の点を検討するために、第一の点から第三の点の調査結果を総合的に考察するとともに、(6)を実施した。

- (1) 男女大学生 322 名 (男性 117 名、女性 205 名)を対象とする質問紙調査を行った。深い内省力を必要としない男女平等の判断基準尺度を作成するため、従来版の文言を修正し、回答方法を容易にした質問項目を作成した。具体的には、各判断基準の定義にしたがった具体的な役割分担状況を4項目ずつ提示し、その状況を男女平等と捉えることへの賛否を5件法で尋ねた。
- (2) 男女大学生・看護専門学生 835 名に対して、授業時に質問紙票を配布した。調査協力者に対しては、自宅に持ち帰り、記入後に郵送にて返送するように求めた。有効回答者数は 154 名 (男性 28 名、女性 126 名) であり、有効回収率は 18.9%であった。これまでに親や友人や交際相手などの身近な他者との間で、男女の役割のあり方について意見や価値観が合わなかった経験と、意見や価値観が合わなかったときの対処方法とについて、自由記述式で回答するように求めた。
- (3) 女性就労者および就労経験者 25 名を対象とする面接調査を行った。調査協力者は、幅広い年齢層、業種層、役職層の就労者と面識を持つ者を介すことなどによって、募集した。これまでに親や夫や会

社の上司や同僚などの間で、男女の役割 のあり方について意見や価値観が合わな かった経験や、意見や価値観が合わなか ったときの対処方法などについて尋ねた。

- (4) 高校、各種学校·専修(専門)学校、(工 業)高等専門学校・短期大学、大学・大 学院のいずれかに在籍する女子学生817 名を対象とする Web を通じての質問紙調 査を行った。有効回答者数は512名であ り、有効回収率は62.7%であった。調査 協力者の平均年齢は22.2歳(SD=1.82) であった。調査実施機関は、株式会社イ ンテージであった。(2)から得られた示唆 を確認するために、大規模調査を行った。
- (5) 20 代から 60 代までの女性就労者 1529 名 を対象とする Web を通じての質問紙調査 を行った。有効回答者数は534名であり、 有効回収率は34.9%であった。調査協力 者の平均年齢は44.1歳(SD=13.3)であ った。調査実施機関は、株式会社インテ ージであった。(4)から得られた示唆を確 認するために、大規模調査を行った。
- (6) 大学生2名を1組として、計4組を対象 とする討論実験を行った。男女の格差の 解消を目指したポジティブ・アクション の日本内外の具体的な事例を提示し、そ れぞれの事例に対する賛否の議論を行う ように求めた。

## 4. 研究成果

第一の点について検討するため、先述の (1)の調査を行った。6種の判断基準に対す る回答に対して因子分析を行ったところ、 『男女の差異の肯定と配慮』、『手続き的公 正』、『個人の能力の原理』、『均等配分の原理』 の4つの下位尺度が見出された。この男女平 等の判断基準尺度修正版の具体的な質問項 目の内容は、表1に示す通りであった。いず れの下位尺度のα係数も概ね高く、信頼性が 確認された。また、従来版と修正版との相関 係数や、これまでの男女平等観を測定するた めに日本でよく用いられてきた尺度と修正 版との相関係数を検討した結果、理論的に予 測される方向での相関がみられ、修正版の妥 当性も概ね確認された。

第二の検討点である身近な他者との間で 男女の役割について意見の対立や差異を感 じた経験について、(2)の調査結果を基に、 学生では、次の3側面が示唆された。一つ目 は、「女だから男につくすのは当たり前」や 「女は弱い、おれが守ってやる」などの『男 性優位・女性保護』であった。二つ目は、「家 事」(女だから家事をしろ)や「進路」(女だ から大学に行く必要はない) などに関する 『伝統的家族観』であった。三つ目は、「身 だしなみ」(女の子はスッピンはダメ)と、「経 済力」(一緒に食事したときに、相手が自分

男女平等の判断基準尺度修正版の項 目(一部抜粋)

## 『男女の差異の肯定と配慮』

原理〕

〔男女の特性の 家庭での重要な事柄の決定は、 一般的に頼りがいのある男性に任

せることが男女平等である 〔必要性の原理〕一般的に男性よりも体力がない女

性は外に働きに出させずに、家計 を支える役割を担わせないように することが 男女平等である

#### 『手続き的公正』

[機会の平等]

結果的に夫と妻のどちらか一方が 子育てを行うことが多くなるとして も、子育てに参加できる機会が夫 と妻とで等しければ男女平等であ

手続き的公正〕

[話し合いによる 結果的に、男女のいずれか一方の 家事や育児の負担が大きくなると しても、その分担が男女で話し 合った結果であれば、男女平等で

#### 『均等配分の原理』

〔均等配分の原 理]

夫と妻の間で、家事や育児をまっ たく等しく分担することが男女平等 である

#### 『個人の能力の原理』

〔個人の能力の 原理〕

家庭で、家事が得意な夫と、家事 が不得意な妻とがいる場合、夫が 家事することが男女平等である

注:[]内は元の6種の判断基準の名称を、『』 内は、因子分析により分類された下位尺度の 名称を、それぞれ表わす。

の分も払ってしまった)と、「性格・志向・能 力」((男なのに)ヌイグルミが好きなんて)と、 「外出・外泊」(女だから遊びに行くのはダ メ)と、「言葉遣い」(女の子なんだからそん な言葉遣いしてはダメ)などの『社会でのあ り方』であった。

女性就労者を対象とする(3)の調査を行っ た結果、職場において、会社が女性の就労を 積極的に支援している場合には、職場で男女 の役割に関して意見の対立や差異を感じて いた者はほとんど見られなかった。しかし、 会社が女性の就労を積極的に支援していな い場合には、給与体系や仕事といった会社の 構造において男女で違いが見られる点や、意 思疎涌のやり方などの対人関係において男 女で違いが見られる点に、男女の役割に関し て意見の対立や差異を感じている者が見ら れた。

以上の調査結果を踏まえて、女子学生と女 性就労者をそれぞれ対象とする大規模な質 間紙調査である(4)と(5)とを行い、男女の役 割に関する意見の対立や差異を感じた経験 に対する回答に対して、因子分析を行った。 その結果、女子学生については、『女性とし ての身だしなみ』(言葉遣い、化粧、料理な どをきちんとすべきだ、など)と『男性優位』 (男性をたててあげなくてはならない、男性 の意見を受け入れなくてはならない、など) の2側面が見出された。

また、女性就労者については、先行研究も 踏まえながら、質問項目を作成して調査を行った。職場における男女の役割についての意 見の対立や差異として、『職務遂行上における男女の区別』(男女で昇進の機会が異なる、など)と『女性性による仕事の円滑さ』(仕事をする上で、女性で得したと思うことがある、など)の2側面が見出された。家庭における男女の役割についての意見の対立や差異として、家事分担などの『役割に対する負担』と『対家族に対する負担』の2側面が、見出された。

第三の検討点である身近な他者との男女の役割に関する意見の対立や差異に対する対処方法について、(2)と(3)の調査を行った結果、学生では、『肯定・受け入れ』(よく考えたら相手の言うことは妥当と感じた、など)と、「受け流す」、「相手への主張・話し合い」、「第三者への相談」、「拒否」、「相手との関係解消」といった『否定』の側面が示唆された。

女性就労者が職場で男女の役割について意見の対立や差異が見られたときには、会社に働きかけて状況の変革を引き出す、モデルとなる女性の働き方を見習う、伝統的なを引きるとで自分が望む状況を引きとりすなどの積極的対処行動や、職務を対処を引きることに専念するなどの維持的対象をあるととることが示唆された。またととの対立や差異を感じた場合には、夫とのコの対立や差異を感じた場合には、夫とのコニケーションを通じての対処や、実家のサートを通じての対処などを行うことが示唆された。

第一から第三の点を統合的に検討するために、女子学生を対象とする大規模な質問紙調査(4)を行った。男女平等の判断基準尺度修正版と、身近な他者との男女の役割についての意見の対立や差異の経験との相関係数を算出した結果、『男女の差異の肯定と配慮』という男女平等の判断基準(表1参照)に基づいた男女平等のあり方に反対する者ほど、『女性としての身だしなみ』という男女の役割についての意見の対立や差異を経験していた。

対処方法についてみると、「相手の言うことを聞き流す」や「相手の言うことに適当に相づちを打つ」といったように、相手の意見を活かすような対処を行う者が4割程度と最も多かった。次いで、「相手に自分の積を伝える」という合意を形成するための積極的な対処を行う者の割合が多かった。これらの対処方法と、身近な他者との男女の役割についての意見の対立や差異の経験との関連

を検討したところ、『女性としての身だしなみ』と『男性優位』のいずれもほぼ同じような対処がとられていた。異なる点としては、『女性としての身だしなみ』に対しては「相手ときちんと話し合う」と合意形成を促すような双方向的な対処がとられていたのに対して、『男性優位』に対しては、「相手を説得する」や「相手に怒鳴る」などの自分の意見が最大限に取り入れられるような、どちらかといえば一方向的な対処がとられていた。

次に、女性就労者を対象とする大規模な質 問紙調査(5)を行った。その結果、男女平等 の判断基準尺度は、女子学生とは異なり、『個 人の能力の原理と手続き的公正』、『男女の差 異の肯定と配慮』、『均等配分の原理』の3つ の下位尺度に分かれた。これらの下位尺度と、 身近な他者との男女の役割についての意見 の対立や差異との関連を分析したところ、 『個人の能力と手続き的公正』に基づく男女 平等のあり方に賛成する者ほど、『職務遂行 上における男女の区別』や『家族に対する負 担』を感じていた。一方、『女性性による仕 事の円滑さ』も経験していた。『男女の差異 の肯定と配慮』に基づく男女平等のあり方に 賛成する者ほど、『職務遂行上における男女 の区別』や『女性性による仕事の円滑さ』を 経験していなかった。また、『均等配分の原 理』に基づく男女平等のあり方に賛成する者 ほど、『職務遂行上における男女の区別』を 経験していた。

会社における男女の役割の区別に対しては、「やり過ごす」や「なるようになる」と考えることによって対処する者の割合が最も多く1割程度であった。また、「会社を辞めることを考える」者の割合も1割程度であった。以上のように、各対処を行う者の区別にはしてはあまり対処がとられないことが当りしてはあまり対処がとられないことが明かながした。一方、家庭における対処では、半数的な対処を行っていた。次いで「夫との意見の違いは、やり過ごす」という対処を2割の者が行っていた。

男女の役割に関する意見の対立や差異と 対処との関連について、職場についてみると、 『職務上における男女の区別』と『女性性に よる仕事の円滑さ』を経験した者はいずれな も、「やり過ごす」や「なるようにいう よりは、相手の意見を最大限に受け入っている よりは、相手の意見を最大限に受け入っている うな対処を含めて、多様な対処を行っている ただし、『職務上における男女の区別』を ただし、『職務上における男女の区別』とにおける り、自分の意見が最大限に取り入れられる り、自分の意見が最大限に取り入れられるよ り、自分の意見が最大限に取り入れられるよ り、自分の違いに納得できる原因」を考えたり、 の扱いの違いに納得できる原因」を考えたり、 「自分にとっても、会社にとっても、最善の 選択肢」を考えたりする傾向があるという違 いも見られた。

家庭についてみると、最も選択率が高かった「夫とよく話し合う」は、『役割に対すれる負担』のいずれとも関連が見られなかった。共通して関連が見られたのは、「夫を無視する」「子どものことは保育所などの施設を活用する」という合意とは保育所などの施設を活用する」という合意とは保育の違いはやり過ごす」や「夫とけんかをする」に大きの関係の関係を導きうる対処がとられていた。一方、『対家族に対する負担』では、「子どものことを導きうる対処がとられていた。一方、『対なた積極的な対処がとられていた。

さらに、(6)による検討の結果、当事者が 普段から考えていない事柄であると、討論中 に相手との意見が異なることに気づいたと しても、自分自身が有している男女平等観を 討論中に意識化したり、言語化して適切に相 手に伝えたりすることが困難となることが 示唆された。そのため、討論で焦点を当てる べき点が不明瞭となり、討論が停滞する傾向 が示唆された。

以上のように、個人が賛同する男女平等の 判断基準が異なると、男女の役割についての 意見の対立や差異の経験の内容も異なるこ とが示された。さらに、意見の対立や差異へ の対処方法は、意見の対立や差異の内容にか かわらず共通して行われるものもあるが、内 容によって異なる対処方法がとられ、合意形 成が促されることが予測される対処や、自分 の意見が最大限に取り入れられる対処や、意 見の対立から、その相手との関係そのものか ら回避する対処もあることが示された。しか し、自分自身の男女平等観がこれまでに意識 化される経験がない場合には、相手との間に 意見が対立したとしても、自分と相手との意 見の相違点を明確にすることができないた めに、討論が停滞し、合意形成が難しいこと が示唆された。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

[学会発表](計6件)

- ① <u>宇井美代子</u>、竹澤みどり、寺島瞳、松井 めぐみ、宮前淳子、男女の役割に関する 意見の差異とその対処の検討、日本心理 学会第74回大会、2010年9月20日、大 阪大学
- ② <u>宇井美代子</u>、男女平等の判断基準尺度修 正版の作成、日本社会心理学会第 51 回 大会、2010 年 9 月 18 日、広島大学

- ③ <u>宇井美代子</u>、松井豊、男女平等の判断基準の観点からみた大学生における社会と自己に対する男女平等評価、日本社会心理学会第50回大会・日本グループ・ダイナミックス学会第56回大会合同大会、2009年10月12日、大阪大学
- ④ <u>宇井美代子</u>、松井豊、男女平等の判断基準の観点からみた社会と自己に対する男女平等評価、日本心理学会第73回大会、2009年8月27日、立命館大学
- ⑤ 宇井美代子、松井豊、男女共同参画条例をめぐる合意形成の促進要因の探索的検討一地方公共団体行政職員を対象として一、日本社会心理学会第49回大会、2008年11月2日、かごしま県民交流センター
- ⑥ 宇井美代子、松井豊、男女平等の判断基準尺度改訂版の作成、日本心理学会第72回大会、2008年9月21日、北海道大学

### [図書] (計1件)

- ① <u>宇井美代子</u>、社会心理学事典(「セクシ ズム担当」)、丸善株式会社、2009 年、 202-203
- 6. 研究組織
- (1)研究代表者

宇井 美代子 (UI MIYOKO) 玉川大学・文学部・助教 研究者番号:80400654